

釧路市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1 北海道と釧路市が共同して実施するUIJターン新規就業支援事業に関しては、北海道が定めたUIJターン新規就業支援事業実施要領によるほか、この要綱により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 「北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略」及び「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、釧路市内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と釧路市が共同で地方就職学生支援事業を予算の範囲内で実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、北海道と釧路市が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、北海道が代表して行うものとする。

(事業の概要)

第4 事業の概要は、以下のとおりとする。

1 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、北海道の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、北海道と釧路市が共同して地方就職支援金を給付する。

(事業の実施)

第5 事業は次のとおり実施する。

1 地方就職学生支援事業

北海道は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約を担う一方、釧路市は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理及び返還請求を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

釧路市は、次のア及びイの要件を満たす者の申請に基づき、ウに定める方法により、北海道移住支援金等交付事業費補助金交付要綱別記2に定める額を上限として地方就職支援金を支給する。ただし、地方就職支援金は、申請者が大学の卒業年度の6月1日以降に実施される道内企業の選考面接に参加するために要した往復交通費(1回分限り)の2分の1以内の額とする。

ア 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。

b 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

- (イ) 移住先に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 北海道内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - b 卒業後に上記内定企業に就職し、釧路市に移住する意思を有していること。
- (ウ) その他の要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - c その他北海道及び釧路市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- イ 就業に関する要件
 - 次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 就業先に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 勤務地が北海道内に所在すること。
 - b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - d 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
 - e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
 - (イ) 就業条件等に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - b 釧路市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。
- ウ 申請・支給方法
 - (ア) 申請
 - 地方就職支援金の申請者は、申請書(様式8、様式8別紙1、2)、内定先企業による証明書(様式9)、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記ア及びイの要件に該当することを証する書類を釧路市に提出する。
 - (イ) 支給方法
 - 釧路市は、(ア)の申請が上記ア及びイの要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式10)を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。
 - (ウ) 交付決定通知書の再交付
 - 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、釧路市が定める地方就職支援金交付決定通知書再交付願(以下「再交付願」という。)を釧路市に提出しなければならない。
 - (エ) 再交付決定及び通知
 - 前項に規定する再交付願を受理した釧路市は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「UIJターン新規就業支援事業に係る地方就職支援金交付決定通知書(再交付)」(様式11)を、再交付願を提出した申請者に交付する。
- (2) 地方就職支援金の返還
 - 釧路市は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び釧路市が認めた場合はこの限りではない。
 - ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (ウ) 申請から1年以内に釧路市に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に釧路市に住民票がある場合を除く)
- (エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合
(ただし、退職日から3カ月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く)
- (オ) 釧路市への転入日から3年未滿で釧路市から転出した場合

イ 半額の返還

釧路市への転入日から3年以上5年以内に釧路市から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

釧路市は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに北海道に共有することとする。

2 報告及び立入調査

北海道及び釧路市は地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金又は地方就職支援金の申請者及び支給を受けた者並びに移住支援金対象法人の登録申請者、移住支援金対象法人及び地方就職支援金支給者の内定先企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の4に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金の地方負担については、北海道が2分の1、釧路市が2分の1を負担することとし、北海道は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を釧路市に交付することとする。

(協力)

第7 北海道と釧路市は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、北海道と釧路市が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月27日から実施する。